



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…二

公告

- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…四

告示

●東京都告示第千八百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき三宅都市計画火葬場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十二月十二日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 三宅都市計画火葬場事業第二号三宅村火葬場
- 三 事業施行期間 平成二十九年十二月十二日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 三宅島三宅村伊ヶ谷地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千八百一号

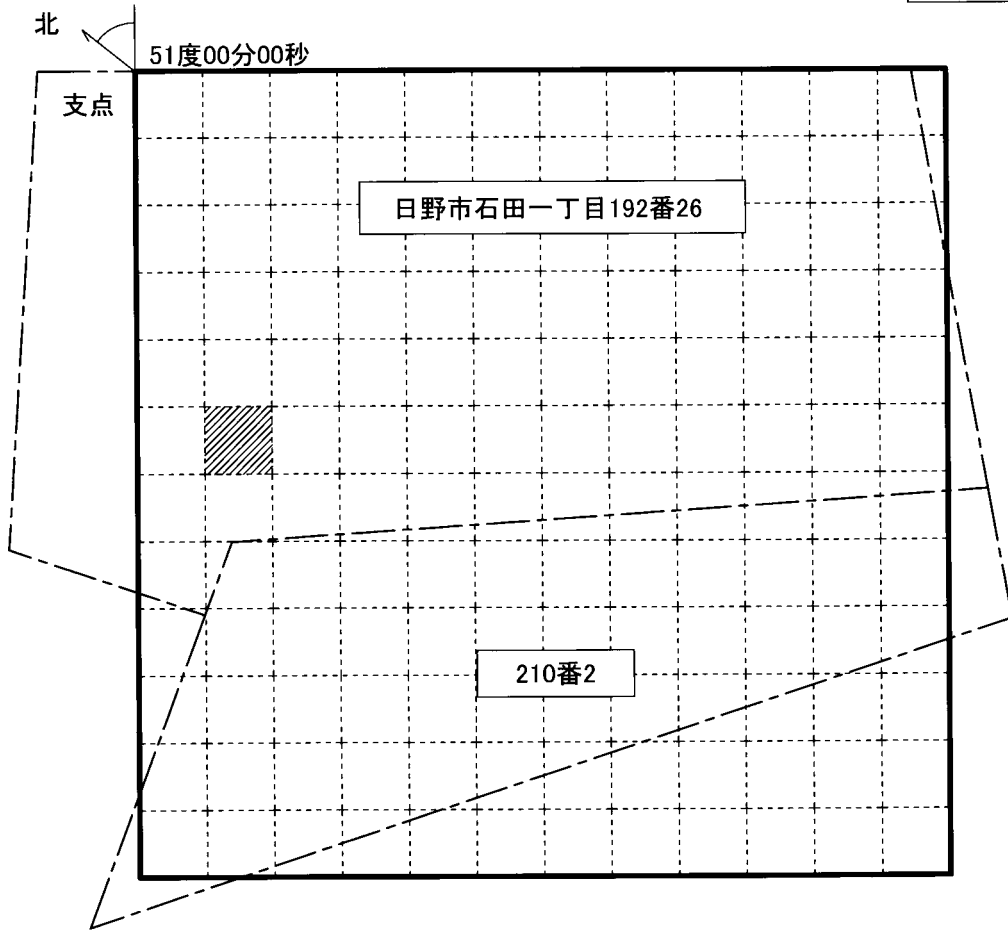
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市石田二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点>

支点は、調査対象地の最北端（北緯35度39分59秒 東経139度25分46秒）とする。

<格子の回転角度：51度00分00秒>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- - - : 筆境界
- ..... : 単位区画
- ▨ : 指定を解除する区域

●東京都告示第千八百二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十九年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 北区西が丘三丁目二千五十四番一地先から同区中十条四丁目六番十地先まで

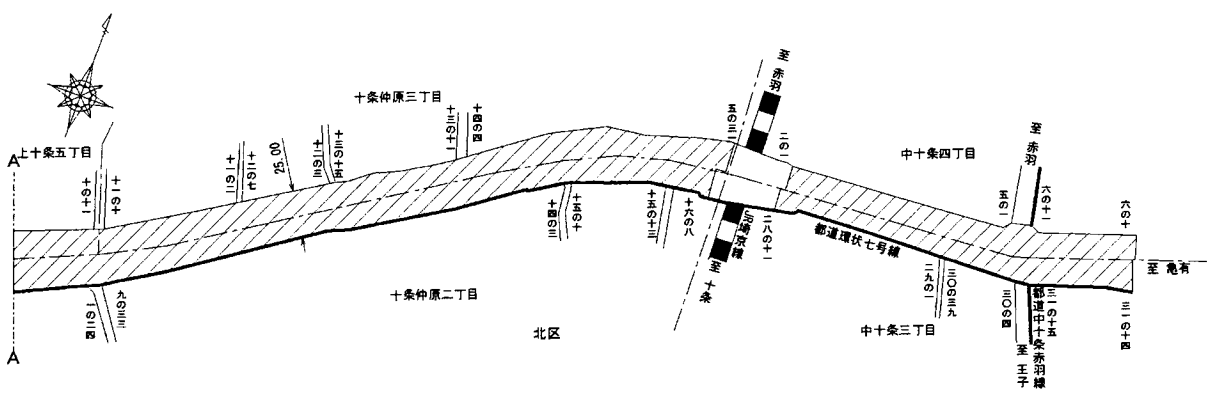
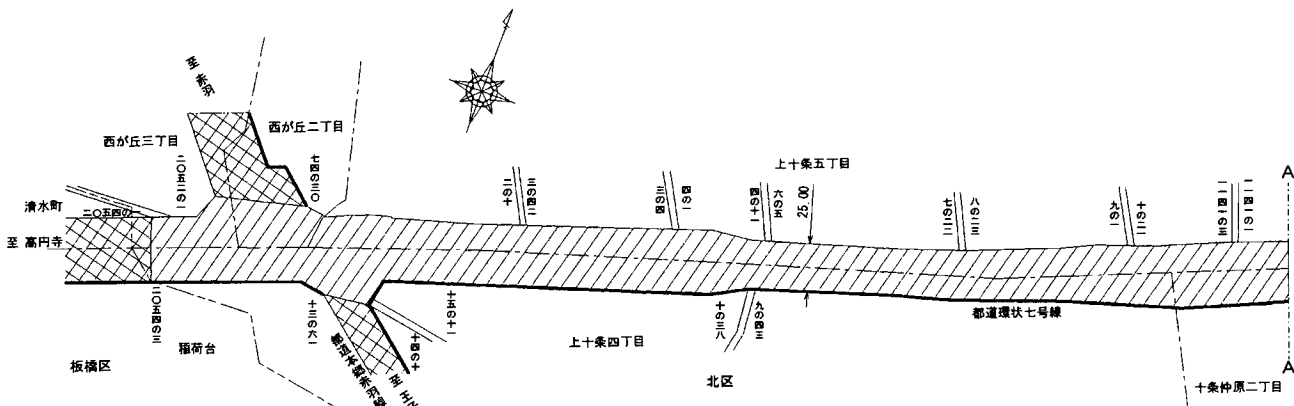
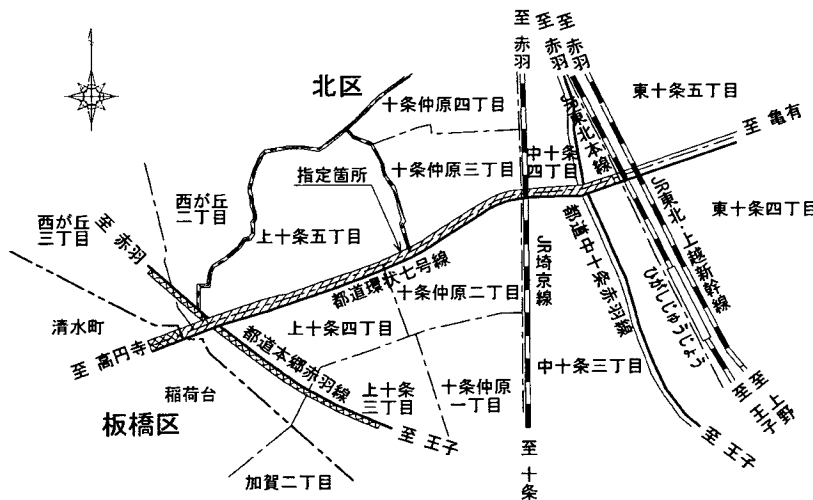
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道環状七号線  
北区西が丘三丁目～同区中十条四丁目

(電線共同溝予定名称 環状七号・四十六号)

- 既指定区間
- 延長 一一一四・九九メートル
- 指定区間
- 特別区道
- 都道



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

あきる野市秋留一丁目八番十  
二及び同番十三  
あきる野市小川五十七番イ  
号地  
古山 賢司

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

三鷹市大沢二丁目千三百八十  
三番一及び同番四  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

東村山市恩多町四丁目三十七  
番二、同番十五及び同番十六  
東村山市恩多町四丁目三十  
四番地十九  
増田 一夫

三鷹市大沢四丁目百十五番四  
及び同番六の各一部並びに同  
番七  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

東久留米市学園町二丁目十九  
番三十一  
中央区銀座六丁目十七番一  
号  
三井不動産レジデンシャル  
株式会社  
代表取締役 藤林 清隆

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アトレヴィ大塚
- 二 店舗所在地 豊島区南大塚三丁目三十三番一号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十六名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十七名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社フランセほか八名

八 変更前の小売業者の住所 愛知県北名古屋市沖村山ノ神三十三番地(チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社)ほか

九 変更後の小売業者の住所 愛知県北名古屋市沖村山ノ神五十四番地(チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 高見 健治(株式会社フランセ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 河越 誠剛(株式会社フランセ)ほか

十二 変更日 平成二十八年八月十九日ほか

十三 届出日 平成二十九年十一月十四日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 平成二十九年十二月十二日から平成三十年四月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田  
駅ビル西館

二 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十一月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成二十九年十二月十二日から平成三十  
年一月十二日まで。ただし、東京都の休  
日に関する条例（平成元年東京都条例第  
十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001